

NO.323

1995 **8**

文化庁月報

CONTENTS

特集／歴史的建造物を現代に活かす

巻頭言	歴史的建造物の保存・活用・開発	鈴木博之	4
論考	アメリカにおける歴史的建造物 活用のための諸施策	西村幸夫	8
事例 報告	① 町のシンボルとしての歴史的建造物 ——道後温泉	岡本 努	12
	② 自然や文化遺産の保存活用と ボランティア活動	米山淳一	14
	③ 歴史的建造物の保存活用と野外博物館 ——川崎市立日本民家園	大野 敏	16
	④ 企業と歴史的建造物の保存活用 ——岩手銀行中ノ橋支店	岩手銀行企画部	18

連 載

●随 想／地方都市のホールへの提案	タケカワ ユキヒデ	20
●地域からの文化発信／博物館・美術館紹介⑤	もちがせ 流しびなの館	22
●後世に残そう我が県の文化財⑤／宮城県	多賀城跡	25
●人間国宝を訪ねて⑩／古典落語	五代目柳家小さん	28
●著作権法講座Q&A／5		30

ACA(Agency for Cultural Affairs)NEWS

・太神楽養成研修の開講—研修生募集のお知らせ	31
・第51回 日本芸術院賞授賞式を挙行	32
・国宝・重要文化財の新指定(美術工芸品関係—1)	34

イベント案内

・奈良国立博物館「甞る正倉院宝物」／43	・芸術文化振興基金ニュース／46
・京都国立近代美術館「ハンガリー世紀末建築と応用美術」／44	・9月の国立劇場／47
・東京国立近代美術館「辰野登恵子展」／45	・表紙解説／編集後記／48

特集 歴史的建造物を現代に活かす

歴史的建造物の保存と活用は、車の両輪だなどという気はない。歴史的建造物、とりわけ文化財建造物にあつては、「保存あつての活用」である。保存の配慮がなされないままに過去の遺産の活用だけを先行して考えてゆけば、それは一種の遺産の消費につながつてしまふおそれがある。保存策が十分に講ぜられていて、その上でよい活用法が見出されるときに、はじめてそれを、保存的活用がな

されている例だと考えたい。

保存の手段を講じた上での活用は、歴史的遺産を現代社会と結びつけ、過去の遺産をわれわれに理解させてくれるのに役立つ。歴史的建造物は、ただ鍵を掛けて空き家のままで保存しておくにはあまりに大きな財産であるし、そんなかたちで保存だけしていたとすれば、実際には、それは保存しているとするよべない状態なのだ。建造物を残し、未来に伝えてゆくためには、まずその建物に今までもどりの、あるいは新しい用途を確保してやらなければならないのである。それが保存策を講ずることであり、そのような保存的活用がなされて、はじめて建造物の保存計画は完成するのである。

保存的活用には、さまざまなものがある。歴史的な建物が昔ながらの使われ方で、同じように使われつづけているなら、それは保存的活用そのものである。文化財建造物を、郷土資料館にする、民家を郷土の偉人の顕彰施設にする、あるいは入場料をとって内部を公開するだけでも、その建物を活用していることになるかもしれない。ある場合には、ホ

テルに使ったり、集会場にしたり、レストランになることもある。そうした場合には、保存とよべる場合もあれば、破壊的利用、消費的利用となる場合もある。その建物のはじめからの機能との関係、立地、規模、構造などによって、ケース・バイ・ケースで判断されるべき問題だからだ。

だが、しゃれた西洋館を分解・解体して、暖炉と飾りの柱をバーのインテリアに使ったり、グラスファイバー製のローマ風の柱を並べて、結婚式場をつくるのは、保存的活用とは考えられない。また、茶室にベニヤ板を打ち付けて物置にしたり、古い民家をすべて洋風に改造して住むのも、活用ではあるかもしれないが、保存とは言いがたいだろう。使いやすいうように勝手に改造したり、使つていけばよいのだとばかりに、建物を単なる物理的構造物としてしか見ないならば、そこには保存しようとする精神があるとは認められない。歴史的建造物を活用するときには、守らなければならない一線があるはずだと、誰でも思う。よく知られているように、国際的にはこうした守るべき一線の判断基準のことを、オーセンティシティとよんでいる。これは文

歴史的建造物の保存・活用・開発 由緒正しさを求めて

巻頭言

東京大学教授 鈴木博之



づけるものなのだ。

しかし、こうしてオーセンティシティの内容が精緻に拡張されればされるほど、本当のところそれが何を意味しているのかがわからにくくなる。個人的には、オーセンティシティという言葉は「由緒正しさ」とでも訳したほうがわかりやすいのではないかと考えている。はじめ、この訳語(？)は、文化庁の専門官から聞いたのではないかと思ひ込んでいたのだが、聞いてみるとそうではないらしいので、どうやら私が自分で考えついたものらしい。自分でいうのも何だが、けだし名訳ではないか。オーセンティシティを「由緒正しさ」と考えれば、保存という行為は由緒を伝えつづける行為でなければならないのではないかと、具体的に考えられるようになるからである。由緒とは、それでは何なのか。

材料、デザイン、技法、場所が変わつてしまつたら、由緒は伝えられなくなるだろうし、奈良での国際会議での合意も、由緒を伝えるという観点からチェックしてみると、いずれも妥当なポイントだと理解される。由緒あるものを、由緒正しくうまく活用することができるなら、そこから保存的活用についてのこれからのあり方が見えてくるかもしれない。だが、由緒をもつたものを正しく活用していく行為には、これまで考えてきたような、

保存を前提とした保存的活用以外にも、さまざまな意図をふくんだ活用の行為も含まれるようである。それを広く捉えながら、ここで歴史的建造物の保存的活用の本質に迫つてゆきたい。

これまでしばしば「保存」に對置するものと捉えられてきた行為は、「開発」であつた。「活用」を一步進めれば「開発」にいたるとも考えられるので、歴史的建造物の活用を考える際には、開発という問題も視野にいれて議論をしてゆかなければならないであろう。

保存と開発を巡つては、その両者の接点を求める議論や、保存と開発を調和させる試みが、これまで何回もくりかえされてきた。しかしながら、その多くは、保存と開発はあたかも両立するかのような幻想をふりまくものであるか、巧妙な開発擁護論であるか、あるいは対立する問題点の指摘だけを行う評論家的議論にすぎなかつた。ここでは、保存と開発という二項対立の図式を避けて、活用という概念を両者の媒介項に据えてみよう。すると、保存的活用に対して、活用的保存、活用的開発というふたつの可能性を対置できるのではないかという展望が開けてくる。

保存的活用がもつともオーソドックスな保存策だとするならば、活用的保存や活用的開

特集/歴史的建造物を現代に活かす

化庁では「真実性」と訳しているようだが、その中身は、なかなか多岐にわたっている。ユネスコやイコモスといった国際団体では、従来、このオーセンティシティを、材料、デザイン、技法、場所が、当初から変わらずに保持されつづけていることだという見解を述べてきた。しかしながら、これだけの定義では、非西欧文化圏の農耕儀礼にむすびついた建築遺産や、無形の行事を中核とした歴史的遺産の特性には合わないという議論がなされるようになり、一九九四年一月に奈良で開かれた国際会議では、このオーセンティシティを、形態と意匠、材料と材質、用途と機能伝統と技術、立地と環境、精神と感性、その他内的外的要因を含むものだと合意した。何が守りつづけれなければならないかという概念に関しても、決して固定的な定義は存在しないのである。それは時代とともに、また歴史的遺産の性格によつても、変わりつ

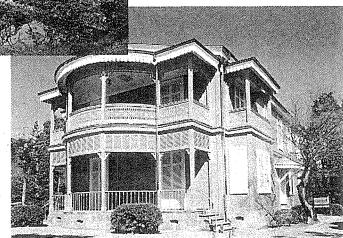
特集/歴史的建造物を現代に活かす

発は、そこから多少踏みだした行為ということになる。けれどもそうした行為のもつ意味を考へることは、将来の保存のための極めて有益な示唆を与えてくれることにつながるであろう。

活用的保存という概念を立てたときに思い浮かぶのは、横浜の原富太郎（原三溪）である。彼は横浜本牧に広大な庭園をつくり、臨春閣、聴秋閣、春草廬など、重要文化財建造物を含む歴史的建造物を収集して移建した庭園は三溪園と名づけられ、その外苑は完成



三溪園（横浜市）に移築され保存公開されている臨春閣（重要文化財）



明治村（大山市）に移築され保存公開されている旧西郷従道住宅（重要文化財）

るために役に立つだろう。

活用的保存とともに考えられる活用的開発という発想の、具体的実例を見つけることはむずかしいが、最近実現された例をひとつだけとりあげておきたい。それは伊勢参宮の旧街道沿いの、おはらい町に接してつくられた「おかげ横丁」という町づくりの試みである。伊勢神宮の内宮のすぐそばに、この「おかげ横丁」は位置する。

「おかげ横丁」は、地元の企業が伊勢への参道の最終地に近い一面を、江戸の気分を残した明治時代という時代設定によって開発した町並みである。従来からの所有地に加えて土地を取得し、そこで新しい開発を行ったのである。材料・工法に伝統的なものを採用し、デザインは地元三重県下の民家や桑名市に残るJ・コンドル設計の諸戸邸などの洋風建築に求め、いくつかの建物は移築して、全体を構成している。いわば歴史集成による復元の町づくりとでもいうべき試みである。建物には県下の物産を売る商店を入れ、かつての伊勢参りの展示館やレストラン、無料休憩所などが配されている。地元自治体では、建築基準法、消防法、大店法などの関連法規による規制を、できるだけ計画に即して解釈して、その実現を側面から指導し、援助した。これ

と同時に一般に公開されている。これは移築保存と公開を組み合わせたものである。近代的コレクターの意識と、公共のために自己の所有物を活用するという博愛主義が、この発想を生んでいる。

この手法は現在も愛知県大山の博物館明治村をはじめとして、屋外建築物の考え方に生きつづけている。国家的スケールでなされる屋外建築物の構想には、つねにナシヨナリズムの匂いがつきまとうが、私的な営為としての建造物収集には、純粹な博愛精神が宿りやすいように思われる。こうした試みに対しては、もつと評価が与えられてよいであろうし、その意義についても、もつと考察されてよいように思う。

また、原富太郎とほぼ同時代の三井家の当主、三井八郎右衛門高棟は、大磯に宮んだ城山荘という別荘のなかに、奇妙な建物建てている。これは全国各地の寺社や由緒ある建物の古材を集めて、それを組み込んでつくりあげた一種の古建築のコラージュのような建築であった。由緒をもった建築の部材を収集して、それらをひとつの建物のなかに寄せ集めてゆくというこうした行為は、決して三井家だけに見られるものではなく、幕末の蝦夷地探検家として知られる松浦武四郎も、明治時代になってから、自邸に一疊敷きの書斎を

を商業主義によるテーマパークの商店街づくりだと批判するだけでは、このおもしろさは理解できないであろう。建築全体を伝統工法でつくり、それが今まである既存のおはらい町の町並みに連続的につながるようにしていることが、この地区の活性化につながるように思えるからである。これは、三重県下の歴史的遺産を集め、そのことによって活用的開発を行った例と考えられるのである。

このように見てくると、保存と活用と開発を組み合わせる手法には、じつにさまざまなヴァリエーションが存在することが理解されよう。固定的な文化財保存手法では捉えきれない多様性が、活用を視野にいたれた保存手法の周囲には広がっているのである。

ここに述べてきたような例は、みな保存そのものではなく、ある場合には保存をおびやかす破壊的、消費的開発の危険性をもっていることさえ見なせよう。しかしながら、過去の歴史的遺産を継承し、未来に伝えるためには、固定的にひとつの考えだけを墨守していても、あまりに不十分なのである。

無論、保存的活用と、活用的保存、活用的開発は、それぞれ最終的目標が異なる。保存的活用を考へる際には、歴史的調査と具体的目標の厳密な設定とが充分になされ、定められていなければならない。それなしには、い

つくり、そのための部材を同じく全国各地の古建築や旧跡から求めている。三井家の城山荘は失われてしまったが、松浦武四郎が営んだ一疊敷きの書斎は、現在、国際基督教大学のキャンパス内に泰山荘として、保存されつづけている。このような、部材を集めてひとつの建物に組み入れるという発想は、これ以外にも、日本人の建築観のなかに、比較的多く見出されるようである。

こうした発想のもとには、高名な茶人の「好み」を「写し」として建てることのある、茶室における発想が、影響を与えているように思われる。そこでは創意と模倣は分けられないものであり、復原や再現と保存の行為もまた、単純には区別できない。茶道が由緒を尊ぶものだという事実は、こうした行為の意味を、近代以前の精神に即して教えてくれる点である。

本来、歴史的建造物の保存という行為自体が、近代的歴史意識の産物なのであるから、それ以前の歴史意識や、由緒の継承行為が、現代の考え方で切り切れても、当たり前なのである。保存と活用を融合させようとする昨今の発想は、近代的に保存行為を割り切ってしまうことへの反省から生まれているのだから、ここで近代以前の多様な発想を考えておくことは、新しい手法と方法論を考へ

かなる具体的計画も成り立たないであろう。けれども、歴史的建造物を保存してゆくためには、どうしても将来の管理運営計画を立てておかねばならず、そのためにはその歴史的遺産の活用計画がなされなければならないのであるから、保存は活用計画なしに成立しないのだという事実を銘記しておかなければならない。

あえて、一步をすすめるなら、大都市内の歴史的建造物については、活用計画が保存そのものの成否を決してしまうのだから、保存の手法自体にも、弾力性が求められて然るべきなのかもしれない。いわば、活用の側から保存を考え直すのである。それは決して、過去の遺産を消費し、役に立つものだけを残すという功利主義につながるものではないはずである。「保存あつての活用」という初心を忘れないければ、道は開けるのではないだろうか。最近議論されている文化財の登録制度も、多数で多様な遺産を守るための手法としてだけでなく、幅広い活用計画を可能にするための制度として吟味しておく必要があるのではないかと思うのである。無論さらには、各省庁のセクシヨナリズムを越えた、過去の遺産を残し活用するための協力体制が作り出されなければならないのだが、一番むずかしいのはその点かもしれない。

税の減免を行うと、当然ながら税収が落ち込む結果となるが、その額は一九七六年財政法審議段階で一九七七年度に一〇〇万ドル、翌七八年度に三〇〇万ドル、一九八一年度に一、六〇〇万ドルと推計されている。これに対して、優遇措置によって刺激された、修復プロジェクトのもたらした経済効果ははるかに大きく、一九七六年から一九八六年までの間に、税制上の優遇措置を利用した修復事業は、約一万七、〇〇〇件、事業総額一一〇億ドルにのぼっている。一九八三年には史上はじめて、修復に投下された資金が新規開発資金を上回っている。

しかしながら、一九八六年、景気対策の一環として断行された所得税減税と並行して、各種租税の減免措置が一律に撤廃された。歴史的建造物に対する税制上の優遇措置も、この時に大幅に削られてしまった。

たとえば、歴史的建造物の修理に要した費用のうち、所得税から税額控除できる限度が、二五パーセントから二〇パーセントに引き下げられ、加速的減価償却制度が廃止された。そもそも個人所得税の最高税率が、五〇パーセントから二八パーセントへ大幅に引き下げられたので、所得税上の優遇措置を利用する利点そのものが乏しくなってしまった。

一九八六年までの優遇措置はなくなってしまうが、その効果は現在も目に見える形でいかされている。たとえば、セントルイス（一九八五年、インディアナポリス（一九八六年）、ワシントンDC（一九八八年）など、一九八〇年代後半に入ってから続々と完了した、駅舎再生のプロジェクトは、いずれも建物の改修に税制上の優遇措置を利用したものであった。



再生されたセントルイスのユニオン・ステーション

わが国においても、歴史的建造物に対するより幅広い優遇措置が望まれる。特に歴史的建造物を例外扱いするのではなく、環境保全の総合的な戦略のなかで、重要な拠点として位置づけ、保存活用を推進させることを念頭におくことが肝要である。

都市計画上の誘導的な各種規制
都市計画的な手法で、歴史的建造物を保存活用へと誘導しようとする手法には、①開発権の移転によるもの、②インセンティブ・ゾーニング、③特別地区制度、④フロートイング・ゾーン等がある。以下、それぞれについて概観する。

移転可能な開発権（Transferable Development Right, 以下TDR）とは、ある土地に許可されているが実現されていない床面積を、その土地の所有権から切り離された固有の権

論考

アメリカにおける歴史的建造物活用のための諸施策



東京大学助教授 西村幸夫

アメリカでは、歴史的な建造物を再生して活用することが、経済的にも有利になるような、さまざまなインセンティブが考案されている。ここではそれらを税制上の優遇措置、都市計画上の誘導的な各種規制の二つの側面から見てみよう。

税制上の優遇措置

アメリカにおける税制上の優遇措置が、もっとも幅広く利用されたのは、一九七六年から一九八六年までの約一〇年間だった。それらは大別すると、①歴史的建造物の修復に対する所得税額控除、②修復された建造物に有利な減価償却制度、③保全のための地役権等の設定に対する優遇措置、④歴史的建造物の減失に対して不利な税制の適用、⑤財産税の課税に関して、資産評価方法にインセンティブを設ける方法の五つに分けられる。

歴史的建造物の修復にかかわる投資に対する所得税控除制度は、Investment Tax Creditと呼ばれ、建物の修復に要した費用のうち、一定割合を所得税から税額控除するもので、その割合は建造物の指定登録の状況によって異なっている。

修復された建造物に有利な減価償却制度は、加速的減価償却制度（Accelerated Cost Recovery System）と称し、歴史的建造物と認定された建物を収益事業の用に供する場合、一五年間にわたり毎年一七五パーセント（低所得者向け住宅を供給した場合は二〇〇パーセント）ずつの、加速的な減価償却を認めた制度である。

保全のための地役権等に対する優遇措置とは、歴史的建造物として認定された建物の、

全体もしくは外観を保存する旨の地役権（easement）を設定し、保全団体等によるその地役権を寄贈した場合、地役権の設定が三〇年以上であれば寄贈相当額を時価計算し、寄付金と見なして所得額から控除できるという制度である。

歴史的建造物の減失に対して不利な税制度とは、認定建物を取り壊して新開発を行う場合、解体費用等を損金算入して当該年度の課税所得から差し引くという、一九七六年以前には一般的であった新規開発に好意的な税制度の適用が、認められなくなったことを指している。

ここまでは所得税に対するインセンティブであるのに対して、最後の資産評価額の操作は財産税（property tax）に対するインセンティブである。財産税は地方税であるため、各州においてそれぞれ異なった優遇措置がとられている。

歴史的建造物に対する財産税の減免の手法としては、たとえば、当該建物を課税対象から除外するもの、税率を変更するもの、資産評価の方法を変更するものなどがある。このうちもっとも一般的な手法は資産評価法の変更であるが、これはさらに、資産評価をある時点で凍結する方法、評価額の一定割合を減額する方法、資産評価を当該土地の最高最善

特集/歴史的建造物を現代に活かす

利、すなわち開発権と考えて、それを他の土地に移転させることができるものである。TDRは主として、単体の歴史的建造物や農地、オープンスペースを保存するために用いられる。なぜなら、こうした対象は通常、与えられた容積率を使いきっていないからである。

一九八七年現在、約五〇の地方政府によってTDRが採用されており、うち歴史的建造物の保存を目的としたものとして、ロサンゼルス、サンディエゴ、サンフランシスコ、デンプー、ニューオーリンズ、ニューヨーク、ダラス、アトランタ、シアトル、フィラデルフィア、コロンビア特別区などが知られている。TDRの譲渡を認められる土地は、ほとんどの事例において、ナショナル・レジスター登録物件、もしくは地方条例で指定された建造物である。ただし、すべてのランドマークについて、TDRの移転が認められるわけではなく、大半は譲渡地・譲受地ともに一定の地区に限定している。また譲受地において上乗せできる容積も、都市ごとに既定容積率の一〇・二五パーセントに限定している。

インセンティブ・ゾーニングは、一般的には開発を促進するために、ボーナスを付与する制度であるが、歴史的建造物の保存を目的としたものが少数ながら存在する。たとえばコネチカット州ハートフォード市では、ナショナル・レジスターに登録された建物、あるいは歴史地区内の認定建造物に対して、その保存地役権を公共団体に寄贈した開発者は、新開発に際して、容積率のボーナスを獲得することができる旨のゾーニング規定を定めている。

従来の用途地域制に付加的な規制誘導条件を重ねるのではなく、独立した地区として、周辺のゾーニングとは別個の規制体系をとる特別地区(Special District)を定め、そのなかに歴史的建造物の保存活用をコントロールを行っている地方政府がある。

たとえば一九六八年、ニューヨーク市最初の特別地区として指定されたブロードウェイの劇場地区は、劇場街としての地区の特性を強化するために、地区内の三六の劇場に対して修復を行う場合、TDRの移転を認めているほか、地区内に一定の基準に適合する劇場を新規に建設する場合、二〇パーセントまでの容積率の割り増しを認めている。このほかニューヨーク市の特別地区は、固有の性格を有する小売商業活動を、保全強化するために用いられているほか、住工混在の土地利用特性を保持するためにも用いられている。

フロアリング・ゾーンとは、具体的な規制内容を明記したゾーンを、地域を特定せず

に設定するもので、元来、計画的開発を誘導するために用いられてきた。この手法を歴史的建造物保存、空地の保存に用いた例としてカリフォルニア州ネヴァダ郡、サンディエゴ市などが知られている。総合計画を策定する際、あらかじめ保全地区の指定要件を定めておき、地区指定は留保する。のちに必要な時点で地区をゾーニングによって定めるのである。

フロアリング・ゾーンは、地区変容の圧力に対応して、保全地区指定の時期を決定できるといふ利点があるほか、いったんフロアリング・ゾーンが定められると、その後の地区指定は、法令の改正をとまわずに行える、総合計画のなかにゾーンが位置づけられるので、地区指定が不当なスポット・ゾーニングであるという非難を回避することが可能である等の利点を持っている。しかし、多くの場合、保全を行うべき地区は、事前調査等を通じてあらかじめ特定されているので、フロアリング・ゾーン手法を適用できる範囲はそれほど広くはないといえる。

わが国においても、面を保全する制度として、伝統的建造物群保存地区制度があるが、都市計画のなかで十分に位置づけられていないといわざるを得ない。また、都市計画の法制度および補助金のシステム自体が、新規開

発もしくは再開発を前提として組み立てられており、既存建築物の修復・再利用など歴史的なるものを評価すること自体、例外規定でしか対応できないといった体質も問題となっている。さらに、現存する歴史的建造物の全容を明らかにする登録制度の、早期の導入が望まれる。登録制度は文化財保護行政上重要であるばかりでなく、都市計画立案の際の基礎資料となると同時に、税制上の優遇措置を行うにあたっての物件選定に、根拠を与えることにも用いられる。

このほかアメリカの歴史的建造物の活用を特徴づけているものに、民間の非営利団体の活発な活動があげられる。

たとえば、アメリカでもっとも有名な建造物のひとつ、ジョージ・ワシントン終焉の家マウント・ヴァーノンは一八五〇年代に南部の女性達による非営利団体によって買い取り保存され、現在も同団体によって維持管理されている。また、各地の歴史協会が保存活用している歴史的建造物も数多い。

こうした事実の背後には、民間の非営利組織の設立が容易で、税制面での優遇を受けられることがある。こうした組織を育成してゆくために、わが国における民間非営利活動を支援するような制度づくりが望まれる。

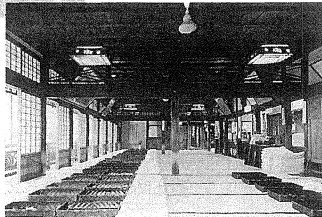
わが国の文化財建造物保護に係る現行税制

税目等		国 税						地方税		
		所 得 税 (譲 渡 所 得)			法人税	相続税	地価税	固定資産税		
		非 課 税 (土地を除く)	2分の1課税 (土地を除く)	土地に係る 特別控除 (2,000万円)	土地に係る 譲渡所得の 特別控除 (2,000万円)	相続財産評 価額の減額 (60/100控除)	非課税	非 課 税		
		国への譲渡	地方公共団 体への譲渡	国への譲渡	国・地方公 共団体等へ の譲渡			国・地方公 共団体等へ の譲渡	家 屋	その敷地
文化財の 種類等										
重 要 文化財	美 術 工芸品	○ (租税法 \$40の2①)	○ (租税法 \$40の2①)	—	—	—	×	—	—	
	建造物	○ (租税法 \$40の2①)	○ (租税法 \$40の2①)	—	○ (租税法\$34) 指定された 土地に限る	○ (租税法\$5の3) 指定された 土地に限る	○ (国税庁令第33条) 民家及び一体 である土地	○ (地価税法 \$ 6)	○ (地方税法 \$348②)	○ (地方税法 \$348②)
重要文化財に 準ずる文化財		×	×	○ (租税法\$ 40の2②)	—	—	×	—	—	
重要伝統的 建造物群 保存地区		×	×	×	×	×	×	○ (地価税法 \$ 6)	○ (地方税法\$348②) 伝統的建造 物に限る	
適 用 等		平成 9 年12月31日まで			—	—	昭和60年 1月1日から	平成 4 年 1月1日から	—	—

【○：優遇措置あり ×：優遇措置なし —：該当なし】

- 【注】 1 地価税については、次のような特例措置が認められている。
 ① 地方公共団体が指定した文化財に関する非課税措置
 ② 都道府県教育委員会が登録等を行った文化財に関する課税価格の計算の特例措置(2分の1課税)
 2 固定資産税が非課税とされる「土地」については特別土地保有税及び都市計画税が、「家屋」については都市計画税が非課税とされている(地方税法\$586②、\$702の2②)。
 3 このほか個人及び法人の寄付に対する免税制度として、文化財保存事業に対する寄付金への「指定寄付金」制度、文化財の保存を行う公益法人等に対する「特定公益増進法人」制度、文化財保護を目的とする「認定特定公益信託」制度がある。

道後温泉本館全景



神の湯本館2階広間

であり、そのための施設は人々の生活に非常に身近なものとなっている。江戸時代は武士から庶民、旅人や牛馬まで利用できるような浴場が整備された。

明治時代にはいっても地域の人々から旅行者、皇族までその入浴目的に応じ社交、休養、日常生活の場として幅広く利用できるよう、グレイドの異なる施設や利用区分を設け多くの人々に親しまれ利用されることをめざした。その結果、施設としては先に述べたように価値ある歴史的建造物ができ、松山城とともに松山のシンボルとなったのである。このため利用者には今も昔と変わらぬ機能を維持し、建物については歴史的建造物としての価値を保つよう方針を立てこれまで管理してきた。

昨年、現在の建物で最も古い神の湯本館が明治二十七年の建築から一〇〇年となるのを機会に、今後の保存と活用について学識者をまじえ検討した結果、多くの人々に親しまれ利用されている現状こそ文化財として評価すべきであるとの報告がまとめられた(「道後温泉本館の歴史」松山市発行)。その報告が評価され、このたびの重要文化財の指定となった。

施設の老朽化や利用者のニーズの変化等の理由により人々があまり利用しなくなった施設を保存するには、転用して展示施設とすることが可能である。一方、道後温泉本館の場合には、温泉浴場施設として市民はもとより全国の人々に利用され親しまれていることを考慮すると、そのままの機能を維持する必要がある。浴場施設は、衛生上の理由や利用者のニーズにあわせて、常に修理・改修していく必要があるから、この場合は貴重な文化財が修理・改修に伴い失なわれるおそれがある。近代以降のすぐれた文化財については利用しつづけているものが多いことから、その価値を評価し活用しながら保存していく適切な

手法を十分に検討する必要があると思われる。

今後の管理

道後温泉本館は年間九〇万人を超える多数の人々が朝六時三〇分から夜一時まで毎日利用している。このため従来の文化財にみられるような「貴重品を守って保護する」方法は適さない。防火関係をとってみてもここでは広間で炭火をたき大量のお茶をたてているし、くつろぎの施設であるため禁煙とすることもなく火気の使用が普通の状態である。また、浴室の水分が施設に相当の影響を及ぼしていることなどから、修繕等について現状変更の許可や届出などの手続きをとって行うことは営業上大きな問題があるなど従来の文化財管理では考えられないようなところがある。当施設では国の理解を得て営業に支障をきたさないための管理計画を作成している。管理計画は、高い評価を受けた外観や新殿などの意匠は国と協議しながら管理することとし、内部の日常的な修繕等については管理者の判断で行うというもので「生かして活用する文化財」に対応したものとなっている。

生きた文化財の管理にあたってはその利用目的や状況等に応じて管理計画をたて適切な保存と活用を図るべきであり、道後温泉本館が全国の先進的モデルケースとなるよう今後の管理を進めていきたい。

町のシンボルとしての歴史的建造物——道後温泉

松山市道後温泉事務局 岡本 努

に指定された。

道後温泉の歴史

道後温泉の歴史は、傷ついた白鷺の足が温泉でなおったという白鷺伝説に始まる。日本書紀や釈日本紀、伊予国風土記逸文などの古文書には、病にかかった少彦名命を大國主命が温泉に入浴させ回復させたという伝承、また、五九六年聖德太子、六三九年舒明天皇、六六一年斉明天皇など大和朝廷の皇族来浴の記述がみられ、また、万葉集にはこれらの皇族の来浴に関係した歌が万葉の歌人額田王や山部赤人によって詠まれている。源氏物語には伊予の湯桁が描かれた。中世には時宗の開祖一遍上人が道後で生まれ、温泉の湯釜に名号を刻し、近世においては近松門左衛門、松尾芭蕉、小林一茶、十返舎一九など多数の文人や、四国八十八寺巡りの遍路等全国からの人の流れがあった。明治にはいると正岡子規、夏目漱石、伊藤博文など各界の著名人や皇太子時代の大正天皇などの皇族の来浴もあり、全国に根ざした施設として発展してきた。一方、道後地区は江戸時代初めに松山城が築かれるまで松山の中心地であったことから、道後温泉本館の他に石手寺や伊佐爾波神社等の国宝・重要文化財建造物があり、歴史文化のまちが形成されている。

浴場施設の整備

浴場としての施設整備は中世は河野氏、近世は松山藩により行われた。明治にはいるといったん国となるが、明治二十二年の市町村制実施に伴い道後湯之町(現松山市)の経営となった。道後湯之町の初代町長伊佐庭如矢は棟梁坂本又八郎と共に明治二五年から七年をかけて老朽化した全施設の改築を行い歴史に残る建造物を建設した。その後、大正から昭和初期にかけて、入浴客の増加に対応するため浴室などの再改築等を行い今日の姿となった。

現在の道後温泉本館

北に神の湯本館、東に又新殿・霊の湯棟、南に南棟、西に玄關棟が互いに接続して建つ複雑な構成をもっている。神の湯本館が明治二十七年、又新殿・霊の湯棟が明治三二年、南棟及び玄關棟が大正一三年の建築で、現在の姿は明治中期から昭和初期にかけて整えられたものである。神の湯本館は木造、三階建て入母屋造の大屋根に宝形造の塔屋を設けている。又新殿は皇族の入浴に備えて建てられたもので、御湯殿など内外部ともに当初の姿をよく保持している。現在の姿は固有の伝統を継承しつつ、明治以降の社会の近代化に対応するため生み出されたものといえる。

生かして活用する文化財

入浴は日常生活に欠かすことができないもの

自然や文化遺産の 保存活用と ボランティア活動

(財)日本ナショナルトラスト事業課長 米山淳一

はじめに

文化遺産の保存活用をボランティア活動でおこなっている事例を初めて知ったのは、一三年前に英国ナショナルトラストの保有資産を訪ねた時だった。ボランティア活動と言えば、わが国では社会福祉的な分野でのものと相場が決まっていた頃だけに、まさに目からウロコが落ちるほど驚いたことを記憶している。今日、わが国では自然や文化遺産の保全に関するボランティア活動が盛んになっており、参加する人々のライフワークとしても定着しつつある。

「ボランティアですがまったく無報酬ではない。交通費、昼食代はもらっています」と英国ナショナルトラスト所有のカントリーハウスの庭園を手入れしていた青年が説明してくれた。運河の再生をおこなっている環境保全グループや、いくつもの町づくり団体を訪ねて、ボランティア活動について語ってもらうと、実質は保証されている場合が多かった。お金の問題ではなく、自らが進んで活動に参加する姿勢がボランティア精神そのものであり、しかも楽しく、有意義にボランティア活動にかかわることが何よりも誇りであると言った。わが国では、ボランティア活動は、高潔なイメージばかりが先に立ってしまうが、豊かな市民生活の象徴のように思えてくるのである。

手さぐりでボランティア活動を導入全国的に美しい自然や優れた文化遺産を観光資源として保存・活用・管理することを目的に財団法人日本ナショナルトラスト(以下JNT)は、昭和四三年一月に英国のナショナルトラストを模範に設立されている。事業は、調査、保護、普及(広報・会員)の三本柱からなり、これらの事業は、会員を中心としたボランティア活動を導入し、活性化を図っている。

毎月会報をもらっているだけでは、会員として面白味に欠けるといふ、たのもしさを

多く耳にして以来、会員のボランティア活動の受け皿を設けるとともに積極的に参加を呼びかけてきた。

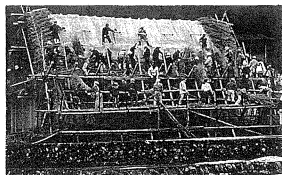
手始めは、会員活動の拠点となるBOXの設置であった。一〇年前のことだ。関西地区に調査、保護事業が多く、しかも会員も東京地区に次いで増加傾向にあり、なんとか拠点を確保したい願いから始まった。都市計画のコンサルタント会社事務局をかつて出たのだ。これにより関西地区での見学会やボランティア活動はまとまりをみせ、現在に至っている。さらに後年合掌造り民家のある白川村にBOXが誕生している。

ほぼ時期を同じくして会員ボランティアによる「鉄道文化財を考える会」を足踏させ、文化財の視点から鉄道を見直し、全国各地に残る歴史的車両や施設・構造物の調査を実施した。それこそ手弁当でアンケートや現地調査に臨み、その成果を調査報告書にまとめ上げ、鉄道文化財なる言葉を生み出し、保存の機運を盛り上げた。同会は、その後鉄道サークルと名称を変え、JNTのサークル活動のさきがけとなった。

JNTでは、BOXを地域の拠点づくり的活動、サークルは同好の志の集いとしてのボランティア活動とそれぞれ位置づけ、その活動をJNTの事業とタイアップさせている。サークルは、鉄道サークルの他に、民家町並



トラストトレイン
(JNT所有)



旧松井家(JNT所有)の屋根の葺き替え

みサークル、自然サークルがあり、JNTの会費とは別に、サークル会費が各々定められ活動資金となっている。

実践的なボランティア活動へ発展

わが国で初めて市民参加により募金で歴史的車両を取得し、修復後、動態保存をおこなっているJNT所有のトラストトレインは、先の鉄道サークルを中心にJNTの会員が清掃、修理、沿線案内をボランティア活動として実施している。トラストトレインは、JNTが所有する歴史的なSLと客車を営業列車として大井川鉄道(静岡県)で走らせているものだ。これらの車両の保存・運行・管理をボランティアでおこなっている珍しいケースで、英国でみられる保存鉄道グループの活動をその原点に据えている。ユニークな活動は、数回にわたりNHKテレビ「週刊ボランティア

ア」でも紹介されている。

JNTでは、歴史的民家や町並みの調査や保存事業も積極的に推進している。調査事業はすでに約二〇〇件を数えるが、民家、町並みサークルの会員も専門スタッフとして数多くの調査にボランティアで参加している。地域の人々との膝を混えた交流の中から有意義な保存対策を提案した事例もある。

また、JNTが企画した、古い民家でのピアノコンサートや、四季を通じてのイベントにも事業の推進役として力を発揮している。

地域の生活文化とボランティア活動

各事業を通じての会員のボランティア活動は大きな力であるが、代表的な事例は、白川村の合掌造り民家の屋根葺きである。白川村では毎年、四月に荻町の重要伝統的建造物群保存地区内で一〜二棟の屋根の茅を葺き替える。「結」といふしきたりで村人総出で作業はおこなわれる。JNTでは、先の歴史的車両と同じく、昭和五九年に国から免税団体に認可されて以来、募金により合掌造り民家を二棟、保存のために取得した。古くは、昭和四六年頃から合掌造り民家の保存を勇気づけてきた延長線上に成り立った文化財の取得保存事業であるが、所有した以上村人としてつき合うべし」との長老の助言もあり、今日、毎年春の屋根葺きと秋のどぶろく祭には、各サークルをはじめJNTの会員が全国からボラ

ンティアで駆けつけている。手伝い始めて約八年、最初は、世話役の「荻町の自然環境を守る会」や地区の幹部の方々も、「よそ者」ということで住民の皆さんの理解を得るために随分と骨を折られたと思う。今では、JNTのボランティアは、すっかり住民の皆さんと親しくなり、毎年会うのが楽しみといった具合に、その関係は発展している。

JNTの所有している合掌造り民家旧松井家の屋根葺きの際にも、一八〇人という村の方々がそれぞれボランティアでお手伝いしてくれた。お互いの信頼関係の上に立った出来事として深く感銘を受けるとともに感謝している。屋根が葺き上がった時、文化財の保存は、地域のコミュニティが健全に息づいていればこそうまく行くと感じた。

この他、巻機山(新潟県)の自然景観保全のための土木修景作業やJNT所有のヘリテージセンター「葛城の道歴史文化館」や「白川合掌文化館」の管理運営、事務局等での作業など会員を中心に多くの皆さんがボランティア活動でJNTを支えてくれている。

このようにJNTでは、まだまだ微力であり、しかも手さぐりの状態で文化遺産や自然の保存、活用のためのボランティア活動を続けている。

しかし、会員の皆さんと力を合わせて事業を展開できることが何よりの宝だと思ふ。

歴史的建造物の保存活用と 野外博物館 ——川崎市立日本民家園

川崎市立日本民家園 大野 敏

はじめに

一口に野外博物館といっても、その概念は鑑賞の対象が野外にある施設全般を含んでいる。しかしここでは、歴史的建造物、特に民家を複数移築し公開している施設を指すものと捉えておく。そして川崎市立日本民家園を例にとって、野外博物館における歴史的建造物の保存活用について考えてみたい。

民家研究と保存問題

日本の民家は、気候・風土・階層などと結びつき各地にさまざまな特色を生み出した。そして世代交代や生活様式の変化に応じて改造され、その家の歴史を刻み込んで現在に伝えている。民家の研究は、すでに大正時代に

ら始まっていたが、改造の経緯を解きほぐし建築当初の姿を追求する復元的研究方法は昭和三〇年代になって確立した。この成果を受けて昭和四一年から全国的な調査が始まり、民家の建築史上の展望が可能となった。しかしその一方で、高度経済成長による急激な社会環境の変化は、民家の存続を脅かしていたのである。

民家は本来の土地に存続することが望ましいことは言うまでもないが、現地で存続不可能な場合は移築保存により存続を図ることが必要となる。移築保存の初期のものは、公共団体が建物の譲渡を受け、緊急避難的に公有地に移築し、資料館として利用したり、個人が趣味的に移築したものが多かった。そのため敷地の選定・移築工事の内容・管理状況等に課題を残していた。

本格的な移築保存

こうしたなかで昭和三五年に開館した日本民家集落博物館（大阪）は、移築保存に新たな方向性を示した野外博物館として特筆される。ここでは、全国を対象として各地の典型的な民家を移築しており、実物による比較・検討ができる。しかも移築を復元の好機と捉え、厳密な調査・研究に基づく復原を行っているため、民家個々の学術的価値が高い。

昭和三八年、川崎市内の民家保存問題に端を発した日本民家園の設立構想は、民家集落

博物館の示した方向性を継承しながら、同一地域や同一用途での比較も可能にするべく系統的な収集を目指した。そして昭和四二年に開園して以来、現在まで二五件を「宿場」「信越の村」「関東の村」「神奈川の村」「東北の村」の五群および農村歌舞伎舞台、高倉などの特別コーナーにまとめている。移築・復原には修復の専門家を充てるとともに、建築史研究者や文化庁（旧文化財保護委員会）の指導を得て、復原考察や伝統工法の踏襲に厳密を期し、工事記録は報告書として刊行してきた。

公開と活用

つぎに、日本民家園では、建物をどのように公開し活用してきたかを見てみる。

復原工事が竣工した建物はすべて公開してきたが、原則として床上にはあがれず、来園者は土間から室内を眺め解説を読む。調査・研究の用途に対しては、申請により床上にあがることができるが、貴重な建物というプレッシャーや人の限界から不特定多数の床上公開に踏み切れなかったのである。

ただしまったく動きのない公開状況だったわけではなく、民具製作技術保存会という育成団体を組織し、藁細工・機織り・竹細工を民家の軒下や屋内で実演してきた。そして民具製作を体験学習に取り入れ、民家とくらしについての関心を喚起してきた。さらに、水車を稼働させたり、農村歌舞伎舞台で民俗芸能

特集/歴史的建造物を現代に活かす

ボランティアの協力による
床上公開ではイロリが大人気



（年一回）を開催したり、一件の民家を書店および学習室として利用してきた。しかし全体としては静的な要素が強く、園内を散策しながら建物や民具を鑑賞するという傾向が強かった。しかも建物の良さを損なわないよう解説も最小限にきたため、建物に興味のない人は、半分くらいみた時点で「どれも一緒」になってしまい、「もう帰ろう」ということになる。また、主屋だけを移築している場合が多いので、屋敷全体の再現は模型等で補う必要が指摘されていた。

新たな試み

こうした点への反省から、日本民家園ではここ数年來公開姿勢を変化させている。まず平成四年に待望久しい博物館本館が完成し、民家やくらしに関する基本的な解説が可能となった。導入部で基礎知識を身につけ、それから本物の民家に触れてもらう趣向である。そして実物の「民家の旅」には、平成六年

から強力な仲間が加わった。日本民家園ボランティア「炉端の会」の方々である。民家の床上公開を目指して結成され、約七

〇名の会員が曜日ごとに六グループにわかれ、月二回以上参加することになっている。現在一週間単位で一件ずつ床上を公開しており、毎日五、六名の会員がイロリに火を焚き、炉端で来園者を迎えてくれる。そして解説や民具資料の点検、清掃などを担当する。会員はまったくのボランティアであるが、園内の雰囲気や来園者とのふれあい、そして一か月に一度の勉強会を楽しみに参加している。こうした有人による床上公開をみると、「人」がいることによって展示民家が「家」として蘇ることを実感する。「お客さん」として迎え入れられた来園者も、イロリを囲んで生き生きとした表情を見せる。

床上公開とならぶ新たな試みとして、民家を積極的に「使う」ことにした。たとえば一件の家全体を会場にした講座、座敷部分を利用した茶会や演奏会、縁側部分を利用した彫金・紙漉き等の伝統技術実演会の開催などである。これらは本来の民家の使い方とは無縁であるが、少しでも民家に触れる機会を増やすという意味で重要と考えている。また、床上公開と同様、「使う」ことによって日頃の管理にも目が行き届き、建物の保存上も有効といえそうである。

さて、話題が保存問題に言及したところで、民家を維持し保存していくための建築技術について触れておきたい。茅葺、荒壁塗り、土

間叩きなどは、一般の建築界からみて本当に珍しいものになってしまった。したがって、工事の様子を公開することも、民家を知り、興味をもってもらうために必要である。そのため平成五年度から、工事区域を来園者に危険のない範囲で簡略に設定し、工事の様子が見えるようにした。ここでは茅葺の人氣が高く、三日間通い続けて熱心に見入っていた女性が多かった。土間叩きは不思議そうに眺めている人が多い。なお、こうした伝統的建築技術は、今後野外博物館が中心となって保存・継承していく必要に迫られることになる。

おわりに

このように日本民家園では、人の動きを中心に据え、保存と活用を表裏一体の活動と捉えるようになってきたことがわかる。日本民家園の設立以降、各地で民家の野外博物館が設立された。これらの施設は、地域色を前面に押し出しながら積極的な活動を展開しているものが多い。現在、日本民家園他一二の野外博物館は「全国文化財集落施設協議会」を組織しており、前述の考え方もこの交流のなかから形成されたといえる。こうした意味からも、今後はより多くの野外博物館がネットワークを形成し、保存活用についての細かな情報交換ができる体制が必要であろう。そして、各施設が地域の文化財センター的な役割を果たすようになると理想的である。

企業と歴史的建造物の保存活用

—岩手銀行中ノ橋支店

岩手銀行企画部

あおりを受けて休業した後、昭和十一年に当行（当時は岩手殖産銀行）が購入し、昭和五八年まで本店として使用していた。

同年の新店の新築・移転に伴い、中ノ橋支店と名を変えて現在に至っているが、明治、大正、昭和、そして平成の激動の時代を通して、岩手県金融界の変遷を見つめ続け、八〇年以上の歴史を刻んだ現在もなお、銀行の営業店として使用されている。

建物の設計は、東京駅などの設計者として知られる明治洋風建築の雄、辰野金吾博士と岩手県出身の建築家葛西萬司博士であり、いわゆる、「辰野式ルネッサンス」の典型のひとつとされている。

構造は、煉瓦造、銅板葺で二階建、一部三階建となっており、ドーマー窓とドームを配した屋根、それに赤い煉瓦と白い花崗岩のコントラストが対照的で絵画的な雰囲気を出している。

また、こうした豪華な造りでありながら、延べ床面積が一、〇二〇平方メートルとそれほど大きな建物でないため街並と程よく調和し、盛岡のシンボル「中ノ橋の赤レンガ」として市民をはじめ訪れる人々に親しまれている。地域文化向上への貢献

中ノ橋支店の重要文化財としての指定は、建築様式や意匠あるいは地域の希少性に歴史

的・文化的価値が認められたものであるが、さらに、民間企業の業務用店舗にあって、創建当初の目的で今なお使用されている建物として、国内では最初の指定であるということに特徴がある。

したがって、歴史的建造物を銀行の営業店業務に使用しながら保存・活用していくという、これまでにない文化財保護のあり方を示す先駆的なケースということが出来る。

一方、地域住民にとっては、日頃接している銀行の営業店が重要文化財となったことで、とかく重厚なイメージで捉えがちな文化財を身近なものとして受け入れるとともに、自分たちの生活圏の地域文化を再発見する絶好の機会となるのではないかと期待される。

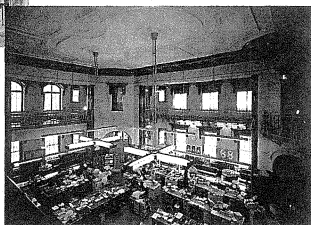
このように考えると、中ノ橋支店が重要文化財に指定されたことは、当行が、後世に継承すべき歴史的建造物の所有者としての地位と、現代に生きる人々を歴史・文化の世界へ誘う案内人としての役割を与えられたということだけでなく、文化財の保存・活用を日常生活の中で行っていくという文化財保護の一つの方向性を示すとともに、既定の文化財の概念を変え、文化財と地域との新たな関係を創り出したということで、意義深いものであるということができよう。

当行は創業以来、地域社会の発展に貢献す

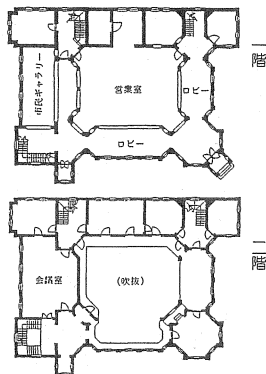
特集/歴史的建造物を現代に活かす



絵画的雰囲気をもつ外観



吹抜が広々とした空間をつくる営業室



旧本店本館平面図



一画には「赤レンガギャラリー」のあるロビー

る」ということを経営理念の一つとして掲げ、今日まで実践してきたが、重要文化財としての中ノ橋支店の保存・活用に取り組むことは、地域の歴史・文化を後世に伝えることとなり、また、いろいろな意味で地域文化の向上につながる途となると思われるので、新たな使命として積極的に関与を担ってきたい。

地域の共有財産として

中ノ橋支店は、本店時代の昭和五二年に盛岡市の保存建物第一号に指定されている（盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例）が、当行としても従来より歴史的建造物としての重要性を認識していたところであり、昭和五八年の新店の建築・移転の際も、その姿を現状にとどめ、引き続き営業店として使用するなかで保存を図ることとしたものである。

以後中ノ橋支店となつてからは、営業室等に余剰スペースが生じたため、ロビーの一画

を「赤レンガギャラリー」として、絵画展を中心に各種展示会などを数多く開催している。また、県民オーケストラの演奏の舞台として開放していた時期もある。さらに、全国各地からの観光客をはじめ、小・中学校の修学旅行や建築を学んでいる大学生への室内見学など、業務に支障のない範囲で広く一般への公開を行っている。このほか、夜間は外壁をライトアップしてクラシカルなイメージを強調し、古い街並が広がる中ノ橋界隈の都市景観に一つのアクセントを提供するなど、多面的な活用も図っている。

今後も、これまでと同様可能な限り営業店としての使用を続けることとしているが、一般への公開等についても、見学者が室内を回ったりやすくなるなど、いろいろな整備を進めるとともに、地域住民の意見等を参考にしながら、有意義な活用方法を模索していきたい。神社・仏閣のように、どちらかといえば静寂の中に非日常的な姿をとどめていることに存在価値があるものと異なり、近代建築遺産は、街のなかで活用してはじめてその価値が出ると言われる。

当行中ノ橋支店についても、地域共有の文化財として有効に活用しながら、当局の協力を得て適正な維持・管理に努め、永く保存していきたいと考えている。

表紙解説———史跡城輪柵跡と国府の火まつり

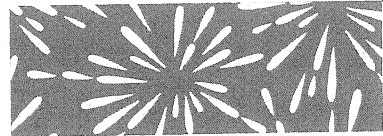
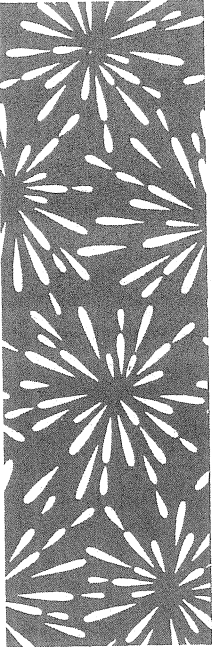
城輪柵跡は、山形県酒田市の市街地北東約8kmに位置する総面積52万㎡の広大な遺跡である。昭和6年、外郭をめぐる角材列の一部が偶然に発見され、初めて発掘調査された。その結果、一辺720m方形の遺跡の概況が明らかとなり、翌昭和7年4月25日史跡指定を受けた（昭和56年2月23日に追加指定）。

遺跡の中央には、政庁跡が確認され、正殿を中心に後殿・東西両脇殿・後殿付属東西両建物等が整然と「門」字形に配置されている。またこの周囲を一辺115mの築地塀等が囲んでおり、各辺の中央には門が開き、南門前面には付属する東西の建物や広場・南大路・井戸等が確認されている。このような調査結果などから、城輪柵跡を平安時代の出羽国府跡とする考え方が有力となっている。

昭和59年から保存整備に着手し、平成4年3月には文化庁の史跡等活用特別事業により、政庁南門、東門、および築地塀の一部が実物大に復元された。一千年の時を経て、出羽国府庁の姿が一部とはいえ現代によりみがえったのである。

現在、復元建物を含めた史跡の活用として、伝統文化の伝承と発信を目指し、また地域間交流の場として「国府の火まつり」を実施している。酒田市のシンボル、獅子を統一テーマに、沖繩県糸満市の琉球民俗舞踊や、インドネシアのガムランなどを招き、民俗芸能の祭典を繰りひろげている。毎年8月上旬、午後から夜にかけて実施し、郊外に位置しながらも昨年は2万6千人を超える人びとが、城輪柵政庁に集った。

美しく整備された城輪柵跡政庁は、普段でも学校教育や社会教育の学習の場として、多くの方に利用されている。（酒田市教育委員会文化課文化財係 清野 誠）



編集後記

歴史のある建造物に遭遇したとき、はたと立ち止まりノスタルジックな気分になってしまうのは私だけでしょうか。古さがまた美しくもあり、何とも言えない安心した気持ちになってしまうのも私だけでしょうか。

今月は歴史的建造物の特集でした。「歴史」ある建造物は、全国津々浦々にあります。いつも何げなく見ていた建物が、案外、文化的にも貴重な存在であったりする場合があります。見慣れている身近な建造物について、その歴史をたどり、意識をもって見直すとき新たな発見に出合うかもしれません。

また、歴史的な建造物は、それだけで価値を形成するよりも、周囲の環境と一体となって意義を有している場合が多く、その地域が持っている特性や固有の文化的価値を担っています。その建造物をシンボリックな存在として、潤いのある個性的なまちづくりが進められている場合もあります。こうした歴史的な建造物の保護と活用、地域の振興の適切な調和を図ることは、そこに住む人々がどれ程その地域の文化と歴史を育み、愛しているかのバロメーターともなるでしょう。（も）

文化庁月報 8月号（通巻323号）

平成7年8月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社きょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7-4-12
本部 〒167-88 東京都杉並区荻窪4-30-16
電話 編集 03(3571)2126
販売 03(5349)6666

振替口座 00190-0-161

印刷所—㈱行政学会印刷所

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価530円（本体515円）送料76円

年間購読料6360円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

㈱きょうせい営業第一課宣伝係
電話03(5349)6657（ダイヤルイン）
©1995 Printed in Japan
ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。